

【令和5年度第3回かまくら人権施策推進委員会会議録】

1 日 時：令和6年（2024年）3月7日（木）

午後2時から3時まで

2 場 所：鎌倉商工会議所 102 会議室

3 出席者：【委員】倉田委員長、樽井副委員長、秋元委員、影山委員、坂上委員

【事務局】矢作地域共生課長、新井課長補佐

※ 傍聴者 なし

4 議題

(1) 第3次かまくら人権施策推進指針の答申について

(2) 令和4年度鎌倉市人権施策推進状況報告について

5 配付資料

(1) 【資料1】第3次かまくら人権施策推進指針（素案）に対する意見と市の考え方 について（意見公募）

(2) 【資料2】第3次かまくら人権施策推進指針素案 意見に対する対応（庁内照会）

(3) 【資料3】第3次かまくら人権施策推進指針（案）

(4) 【資料4】答申書（案）

(5) 【資料5】令和4年度鎌倉市人権施策推進状況報告

6 会議の概要

出席委員の確認、傍聴者の確認取扱い、会議録等の取扱いについて確認した後、議案の審議に入った。

7 議事

議題1 (1) 第3次かまくら人権施策推進指針の答申について

事務局：議題1「第3次かまくら人権施策推進指針の答申について」説明いたします。

資料は1～3になります。資料1は、パブリックコメントの内容と市の考え方、資料2は庁内意見募集への対応、資料3はいただいた御意見を踏まえ修正をしました「第3次かまくら人権施策推進指針（案）」となります。

資料1に基づき説明します。12月25日から1月24日の期間で、パブリックコメントを行いました。

3人の方から、14件の意見をいただきました。主なものご意見についてご意見と市の考え方を説明します。

No.1について、資料3の指針では6～8頁になります。第3章施策推進の取組共通施策「(1)すべての人の人権」の特に重要な取組「**①**すべての人が安心して自分らしく暮らせるための意識づくり」内に、住民向けの社会教育・研修について言及があれば良いというご意見です。市の考え方としては、ご意見のとおり本指針では市民向けの啓発の重要性を鑑み、2段落目の(人権啓発の推進)として、ホームページやSNSなどによる人権関連情報の提供部分に、「講座等の開催」による人権啓発という文言を加えました。

続きましてNo.2です。「**②**誰でも相談支援できる体制の整備」のなかに専門職員の配置を加えて欲しいという御意見です。市の考え方として、市では専門的な知見を持った関係機関と、資格の有無に関わらず十分な知識経験をもった職員が連携しながら包括的な取組をしているため、ご意見を今後の参考とさせていただきます、記載については原文のままと記載しています。

続きましてNo.3「**③**自殺対策・孤独孤立対策」についてです。引きこもり対象者以外の対策としての居場所づくり多世代型食堂や地域の居場所づくり等への記載に触れて欲しいという御意見です。いただいた意見を踏まえ、引きこもりに限定せず、「等」という対象者を包含する表現に修正いたします。

No.5です。素案では11頁になります。「(1)ジェンダーと人権」の特に重要な取組「**③**困難な問題を抱える女性への支援」の中に、困難女性支援法に基づく各施策を盛り込んでほしい旨のご意見です。市の考え方として、この法律について趣旨に基づく内容を実施する取組のため、ご指摘の部分を含んでいるため、取組の詳細の記載はせず、原文のままとさせていただき旨記載しました。

続きましてNo.7です。素案では12頁から14頁になります。「(2)子どもの人権」の特に重要な取組「**④**いじめ対策・相談体制の充実」スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー生活環境面での支援というところにスクールロイヤーを併記したらどうかという御意見です。いただいた御意見を踏まえ「スクールソーシャルワーカー等」とし、色々な職を包含して記載することとしました。

No.8です。素案では19頁になります。「(5)外国につながるのある人の人権」について難民支援の部分に記載して欲しいというご意見です。かまくら難民共生フォーラムの設立や難民を支える自治体ネットワークに参加していることから、必要な減給と思うという御意見です。いただいた意見を踏まえ、19頁の現状と課題の部分に国連難民高等弁務官事務所の難民キャンペーン「難民を支える自治体ネットワーク」に参加している旨、今後も連携強化に取り組む旨追記しました。

No.10 です。素案では 25 頁になります。「(10)様々な人権」について多様な家庭環境などのライフスタイルや宗教に対する差別の禁止などを加えてもらいたいという御意見です。市の考え方は、今回の策定のポイントとして多様な家庭環境やライフスタイルに関わらずあらゆる人が尊重され、自分らしく安心して暮らせることを目指すものであり、共通施策で「すべての人の人権」という項目を新たに設けてあらゆる人に対する偏見や差別の解消に努めていくことを記載しています。そのため、原文のままとしますと記載しています。

続いてNo.11 です。第 4 章の推進体制の部分、26 頁です。専門機関との連携を図りますの部分でわかりやすい専門窓口を設置して欲しいという御意見です。こちら、共通施策のすべての人の人権の中で「誰でも相談、支援できる体制の整備」に包含されているため、原文のままとしますと記載しています。

No.12 です。素案では戻りまして 8 頁になります。素案 6 頁からの「③自殺対策・孤独孤立対策」内に、「自殺に傾く人のサイン」の箇所ですが自ら傾くという以上に、追い込まれている状況であると思いますので、「自殺に追い込まれている人のサイン」という表現への変更のご提案です。担当課とも協議し、自殺に追い込まれている状況より、もっと前から支援に繋げるという考えから、一部趣旨を踏まえるかたちで「自殺に追い込まれそうになっている人のサイン」と修正いたします。

No.13 です。素案では 24 頁になります。「(9)生活困窮者等の人権」の特に重要な取組「①生活困窮者等への支援体制の充実」のなかで②として「貧困に対する支援」として生理の貧困対策の支援が挙げられていました。貧困に陥っている相談支援の一環として実施するという意味かどうか、そういった表現がよいのではないかというご意見をいただきました。ご意見のとおり物理的な生理用品の配布のほか、生活困窮などにより生理用品を購入しにくい方への相談支援の一環として実施しています。生理の貧困対策の支援には相談体制を含めた内容となるため、原文のままとさせていただきます。また②「貧困に対する支援」としていたのがわかりにくいというご意見が庁内でもあったため、①と統合しました。

次に、資料 2「第 3 次かまくら人権施策推進指針素案 意見に対する回答(庁内照会)」をご覧ください。抜粋して説明いたします。

No.15 について、素案では 8 頁の記載となります。修正前の素案においては「③自殺対策・孤独孤立対策」の取組のなかに「ひきこもり状態にある方やその家族に対する相談支援や居場所の提供」と記載し、自殺対策・孤独孤立対策に前触れなく「ひきこもり」の取組が記載されていることに対する違和

感の指摘がありました。意見を取り入れ「**③**自殺対策・孤独孤立対策・ひきこもり対策」としました。

No.16 について、素案では 24 頁の記載となります。生活困窮者の人権のなかの、生理の貧困についての意見です。(9)生活困窮者等の人権として枠内の特に重要な取組として修正前の素案においては**①**生活困窮者への支援体制の充実**②**貧困に対する支援 と別れており、生理の貧困については「**②**貧困に対する支援」として記載していました。しかし、生活困窮者への支援と貧困対策を別項目とすることがわかりにくい。また、生理の貧困についてはジェンダー平等と人権に記載するべきではないかという意見が出ました。

まず、表現がわかりにくかったことから「**②**貧困に対する支援」を**①**に包含することと修正いたしました。また、生理の貧困については生活困窮以外の理由もあるが、生活困窮にも起因すると考えられることから、当初の素案通り(9)生活困窮者等の人権の特に重要な取組欄の記載のままとします。

資料 3 がこれらの意見を踏まえ、修正したものとなります。事前にお送りさせていただいたものには 29 ページ以降の参考資料が添付されておりました。本日机上に配布させていただいている「第 3 次かまくら人権施策推進指針（案）」につきましては、29 ページから参考資料として体系図、本委員会委員の氏名、策定の経過、意見聴取の概要、関係法令等を付属資料としております。本編と参考資料併せて一冊の指針となります。

最後に、資料 4「答申書（案）」をご覧ください。本日こちらの答申書（案）についてご了承いただきまして、この後市長をお呼びし、委員長から答申をいただければと思います。

説明は以上です。

委員長：今の事務局からの説明を受けて第 3 次かまくら人権施策推進指針についてご確認いただけたということでよろしいでしょうか。

各委員：異議なし

委員長：それでは第 3 次かまくら人権施策推進指針について、本委員会の意見を付して答申を行ってよろしいでしょうか。

各委員：異議なし

<答申>

委員長：令和 6 年 3 月 7 日鎌倉市長松尾崇様、かまくら人権施策推進委員会委員長倉田新

第 3 次かまくら人権施策推進指針について（答申）

令和 5 年 9 月 13 日付鎌地共第 1000 号をもって、諮問がありました「第 3 次かまくら人権施策推進指針の策定について」、かまくら人権施策推進条例に

基づき、当委員会において慎重に議論を重ねた結果、別添「第3次かまくら人権施策推進指針」のとおり、結論を得ましたので答申します。

なお、本指針は前回の改訂から約10年が経過し、人権を取り巻く状況も大きく変化していることから、現代の社会環境や、将来を見据えた内容となるよう検討を重ねてきました。また、分野や属性を問わないあらゆる人に対する人権意識の啓発、体制整備が必要との思いから、各分野の上位項目として「すべての人の人権」の項目を設けました。

多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を実現するため、これまで以上に人権分野の積極的な取り組みを推進されることを期待しています。

市長：倉田委員長はじめ、委員の皆さまには鎌倉人権施策推進指針を策定いただきありがとうございました。鎌倉市では共生社会の推進を目指し、しっかりと全庁をあげて取り組んでまいりたいと考えておりますので今回の指針もしっかりと取り組んで参りたいと思いますので、今後とも変わらぬ指導をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

議題2 令和4年度鎌倉市人権施策推進状況報告について

事務局：それでは、資料5「令和4年度 鎌倉市人権施策推進状況報告」について、説明します。

1 ページをお開きください。本書は現在の人権施策推進指針に基づいた令和4年度中の取組を記載したものです。1 ページの中段に記載のとおり「第4章分野別施策推進の基本的方向」における特に重要な取組「第5章人権施策推進に向けて」に示したそれぞれの事業について、担当課がABCDの区分で達成状況を評価したものです。

取組状況86件のうち、A評価は17件、B評価が53件、C評価が13件、D評価が3件でした。CとDの合計は16件で、前年の35件から減少しています。また、前年度から評価が上がった事業は22件、下がった事業は4件で、下がった事業は14件から減少しています。前年度の状況に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により例年通りの事業が実施できなかったという理由がある一方、新たな手法によって取組を進めている事業もあり、引き続き社会状況の変化に応じた取り組みが必要です。

2 ページをご覧ください。

Ⅱ 分野別施策推進の基本的方向と推進状況について、それぞれの主な重点施策を説明します。

2 頁「1 女性の人権」ですが、1 女性の人権、(1) 政策・方針決定の場への

女性の参画の、事業内容「審議会等における女性委員登用の促進についてです。審議会等の女性委員登用の促進を図るため、男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないことを目標値として定めています。令和5年4月1日現在、これを満たした審議会は、全審議会数69のうち47で、割合にすると68.1%でした。目標達成率は前年の53.0%に対し15.1ポイントの増となっています。この背景には、令和4年7月に「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱」を改正し、各部の目標達成率を把握するなど、推進体制をより強化したことによるものです。また、市長マニフェストにも「令和6年度までに全ての審議会において男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないようにする」と掲げ、全庁各課で取り組んだ結果、改善したものであります。

3ページ(2)のドメスティック・バイオレンス対策の充実について、事業内容「DV及びデートDV等の防止、被害者の保護・自立に向けた支援」ですが、女性相談の件数を記載しております。令和4年度面接相談102件、電話相談274件、一時保護2件であり、前年度より件数としては減少しています。これはテレワーク等の普及により家族の在宅時間が増えたことも影響していると考えられるほか、近年民間機関等の相談機関も増加し、ご本人の相談先の選択肢の増加が影響していることが背景としてあると考えられます。引き続き、本人の意向を踏まえつつ、保護施設や関係者と連携を図りながら支援を行ってまいります。

5ページ、「2 子どもの人権」(1)子どもの人権尊重の取り組みとして、子どもの人権110番強化月間に合わせて、LINEやホームページ、市役所ロビーのポスター展示などを通じて周知・啓発を行いました。

(2)児童虐待の未然防止策と対応の充実についてですが、6ページ下段、虐待防止意識の啓発ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図りながら子育て支援センターの運営や講座を開催し、子育て支援センターの利用者が増加いたしました。

(3)いじめや不登校対策の充実については、7ページの一番下、教育センターの取組について、相談室では、教育相談員による相談を実施しており、令和4年度相談件数3,147件、相談人数488人でした。保護者及び本人等からの相談に柔軟な対応を図り、また、不登校の児童生徒への対応として教育支援教室「ひだまり」を実施し指導・支援を行いました。

続いて9ページ、「3 高齢者の人権」についてです。

(1)高齢者虐待防止対策の推進についてですが、事業内容「高齢者虐待予防の周知・啓発の推進」ですが、全介護保険事業所に虐待防止研修を2回開催し、コロナ禍ではありましたが、オンラインでの研修を実施するなど継続して周知啓発を行うことができました。また、虐待の事例に対して関係機関との連携を

図り、必要に応じケース会議を開催し、支援を行いました。3点目のネットワークミーティングについては、コロナ禍で実施ができなかったこともあり、評価Dとなっています。

10 ページ、(2)成年後見制度の利用促進についてですが、鎌倉市成年後見センターでは、高齢者、障害者にも対応しており、成年後見人制度の相談に応じています。また、市民や介護事業所職員向けに成年後見制度の利用や権利擁護に関する研修会等行い、制度に対する周知・啓発を行いました。

11 ページ、(3)地域包括ケアシステムの構築について、一番上段について、地域包括支援センターによる「高齢者よろず相談」を実施し、高齢者の相談・支援の充実を図りました。

また、2番目の段に記載がありますが、関係団体・関係機関のネットワークの強化を目的として、地域包括支援センター職員のほか、介護支援専門員、医師、歯科医師、介護事業所職員によって「多職種ミーティング」をオンラインで3回開催し、支援体制の充実を図りました。

続いて、12 ページ、「4 障害者の人権」についてです。

(1)障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について、13 ページ、中段、災害時における避難所の対応について、福祉避難所に指定されている市内5箇所の老人福祉センター指定管理者との協議等を踏まえ、「福祉避難所マニュアル」を作成するとともに、今泉さわやかセンターで福祉避難所の開設・運営訓練を実施しました。

14 ページ、障害者の雇用について、障害者の就労支援のため「障害者二千人雇用センター」を委託運営し、障害者二千人の雇用を目指し支援事業を行っていますが、令和4年度は1,906人に対し就労支援を行いました。その他、障害者二千人雇用協議会を開催し課題の把握や支援体制の整備などについて協議を行うこと、藤沢公共職業安定所との共催で障害者向け就職面接会を実施する、障害者雇用啓発講演会を行うなど、障害者の雇用の確保・社会参加の促進を図りました。

15 ページ、(2)ライフステージに応じた相談支援体制の推進について、下段の発達支援室の相談件数ですが、令和3年度1,908人に対し令和4年度2,274人と増加し、巡回相談実施延べ人数については、R3年度は343人に対し、R4年度は286人でした。

16 ページ、下段に令和3年度新たに開始した事業について記載しています。支援を必要とする子どもが所属する集団で必要なサポートが受けられるよう、幼稚園・保育園の職員を「発達支援コーディネーター」として養成するための研修プログラム等を実施しました。「発達支援コーディネーター」養成講座に20人が参加、また保護者支援や地域支援の強化を目的として出張相談等実施し

ました。

17 ページ、(3)障害者の虐待防止の推進について、障害者虐待防止法に基づく「障害者虐待防止センター」で、相談や通報に対応しました。

(4)成年後見制度による障害者の権利擁護の推進については、3 高齢者の人権の(2)と同じため、省略させていただきます。

18 ページ、(5)障害者への理解の促進について、障害者の手づくり品やお菓子等販売する「ふれあいショップ」を市役所ロビーで、週 2 回程度及び大船駅前にて年 1 回開催しました。コロナ禍の影響はあったものの、開催回数を増加しました。

19 ページ、「5 外国人の人権」についてです。

(2)多文化共生社会の推進では、学校において、日本語の理解が十分でない児童・生徒に対し、日本語指導の支援を行いました。派遣回数が増加していることからもわかるとおり、ニーズが増加しており更なる支援の充実が必要となっています。

続いて 6 「災害発生時の人権」についてです。

(1)防災に関する男女共同参画の推進では、防災会議委員の女性委員の登用については、委員 36 人中 4 名といった状況で、女性委員の登用が厳しい状況となっていることから、今後、委員の女性登用の促進を課題と捉え検討が必要となっています。

22 ページ、「7 同和問題」についてです。

(1)同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の推進について、人権関係団体が作成した冊子を購入し、市職員へ回覧するとともに、市役所ロビー等へ配架を行い、同和に関する正しい理解と認識を深めるよう努めました。また、人権関連団体主催の研修に職員、民生委員、PTA、人権擁護委員が参加しました。

23 ページ、「8 さまざまな人権」についてです。様々な人権については、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について、(1)患者等の人権では、「マスクをつけられません」カードを作成し配布するとともに、ホームページ等によりマスクをつけることが困難な方への配慮について周知啓発を行いました。

(2)性的少数者の人権については、市役所ロビーにおいて性的マイノリティの理解を目的としてパネル展を行い、併せてホームページやSNSを活用して相談機関の案内等行いました。また、パートナーシップ宣誓制度についてもホームページやSNSで周知を図り、令和 4 年度 7 組の宣誓がありました。

(6)ホームレス問題については、生活困窮者に対し、生活保護制度の適用や就労支援員への相談、ハローワークと連携し就労に繋げるなど自立のための支援

を実施しました。

(7)食料支援については、生活困窮者を対象に、食料頒布会を月1回実施するほか、緊急的に食料が必要な方へ食料支援を行いました。

26 ページ、Ⅲ 今後の人権施策推進に向けた基本的方向と進捗状況、

1 人権教育・啓発・研修の推進の(1)人権教育の推進について、下段、子どもの意見を聴く機会の確保と意見の尊重では、「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の第17条第1項に基づき、子どもが自由に意見を述べる機会として、鎌倉市子ども・子育て会議に子ども委員を公募により3名委嘱し、会議を実施しました。

(2)人権啓発の推進のうち、市民が参加しやすい曜日や時間帯に配慮した啓発活動については、共生のまちづくり連続講座において、休日及び平日夜間の開催を各1回ずつ行いました。

28 ページ2 人権に関する相談・救済支援体制の整備についてですが、2つめの「複雑・多様化する相談に対応するため、各相談窓口との連携の強化」について、地域共生課くらしと福祉の相談窓口において、複合化した問題をときほぐしながら傾聴し、問題解決へ向けて関係課や関係機関へ繋ぎました。

29 ページについては記載のとおりとなっております。

以上で資料の説明を終わります。

委員長：今の事務局からの説明に対し、ご質問ご意見などあればお願いします。

例えば 25 ページの生活困窮者の食料支援について記載があるが、かなりきちんとやられているとおもうが、AからBに下がった理由はわかりますか。

事務局：令和3年度がコロナ禍ということもあり、今回令和4年度なので評価のタイミングが1年遅れで評価することになる。令和6年度予算を要求していくのが令和5年9月から10月なので、その前に整理しきれていた方が翌年度への予算に反映できるのだが。今回人権施策推進指針の策定があり、遅くなってしまったこともあるが、令和6年度はスケジュールを前倒して次の年度の事業に反映できるようにしていきたいと考えている。今のご質問だが、令和3年度はスマイルフードで食料を配布するときに地域共生課も入り相談事業も併せて行っていたことにもよる。コロナ禍で相談に行けない方に対し、相談窓口を支所で開設するなどしていたが、令和4年度はそのタイミングが合わないこともあり行わなかったことにもよると思う。

委員長：令和4年度も頑張っていた印象があるがいかがでしょうか。

事務局：担当課の生活福祉課ではお配りする物品に対し、生理用品なども含めがんばって集めていました。相談に繋げていくと言う部分での評価だと思います。

委員長：NPOの方からも研修したい、学びたいという意見を聞いたことがあるのでなぜ下がったのかお聞きした。皆さんいかがでしょうか。

湘南モノレールの深沢駅のことが記載されていますが、役所が移転するかなどもあると思うが、その後進捗はどうでしょうか。大きな病院などもありますが、乗り降りが大変という声もあるが。

事務局：モノレールの深沢駅は、コロナ禍の前に、改修しエレベーターをつくるという計画があったが、コロナ禍でペンディングになった。その後、市民要望などもあり、湘南モノレールにおいて改めて改修の段取りを検討・調整していると聞いています。

委員：細かいことだが、14 ページの「障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進」についてのなかの表の数字についてだが、一番上の就労者数の数字があるが、これは令和 4 年度だけで 1,906 人就労しているということではないと思うのだが。

事務局：累計ということになります。

委員：15 ページの下表では「延べ利用人数」という記載となっている。14 ページだけを見るとこの年だけで 1,906 人就労したんだと勘違いされないのかなというところ。その下のワークステーション鎌倉で就労者数が毎年 8 人との記載があるが、8 人を毎年雇っているのか、8 人いますよということなのかの意味が分かりにくいと思います。一番下の「療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方を雇用している中小企業及び就労支援 A 型事業所に、奨励金を支給した。」という部分も、事業所数でなく支給人数となっています。44 人というのは、手帳を持っている方が 44 人いらっしゃる、イコール中小企業及び就労支援 A 型事業所ではないので、支給した企業数を書くべきなのかなと思います。ただ、人数ということになると、同じところに就労した方がいたら、その金額ではなくて、回数になりそれも数字が変わってくるのかなとも思います。就労以外の部分では「実施延べ人数」など細かく記載されていると思います。そのため勘違いを招く部分でもあると思います。

事務局：記載方法について、担当課と調整します。おっしゃっていただいた通り、説明内容に対し、表の表現が不十分な箇所があると思います。

委員長：雇用しようと思っても人がいないという状況も現場の方でもあると思いますね。企業との関係性ができていない部分がスムーズにいくといいと思います。

委員長：調査時期をもう少し早めにやったほうがいいですね。やはり予算前にやらないと。あとは 16 ページの発達支援コーディネーターの研修だが、令和 4 年度は 20 人ということだったが、これは令和 4 年度からはじまったものか。

事務局：令和 3 年度からですが、比較の表があるとよかったですね。令和 3 年度は 15 人でした。

委員長：定数や募集はどんな形でされているのかと思って。もっと受けたい人もいると思うので周知した方がいいのかなと思った。いつの時期にどんな形で行っ

ているのか周知した方がいいかと。

委員長：その他どうでしょうか。それでは議題2についてよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議題3 その他

委員長：事務局から何かありますか。

事務局：本日の答申いただきました第3次かまくら人権施策推進指針につきまして、今後の予定ですが、庁内の政策会議に諮り最終的に市長の確認を得て確定いたします。策定しました指針についてはSNS、ホームページ等により市民の方に周知いただけるよう勧めてまいります。また指針の内容を実効性をもって取り組んでいきます。

委員長：それでは各委員からの意見を委員会の見解としていただければと思います。これで本日の議事全て終了となります。委員会を終了いたします。お疲れ様でした。